

〔令和6年度〕宮城県

運送事業者原油高騰緊急支援補助金

補助金の概要

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することで、県内物流機能を維持するため、県内に事業所を有する中小貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて助成するものです。

■ 募集期間

受付期間を延長いたします!

令和7年1月20日(月)～令和7年2月28日(金) ※期間中の消印有効

※予算上限に達し次第終了となりますので、お早めにご申請ください。

■ 補助対象車両

以下の全てを満たす車両が補助対象となります。

※ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有さないもの及び二輪自動車、被牽引自動車は除く。

- ① 補助対象事業者が令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、運送事業のために使用していること
- ② 宮城運輸支局または軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標(ナンバープレート※宮城又は仙台ナンバーに限る)を表示した車両であること
- ③ 用途が貨物または特種であるもの
- ④ 事業用であるもの

※令和6年4月から6月の各月において、長距離貨物運送(450km以上)※1を1回以上行っている車両については、補助額の上乗せ制度もあります。詳しくはホームページから「申請の手引き」を御確認ください。

補助金

	補助単価 貨物運送事業許可申請に係る区分別	上乗せ単価 長距離貨物運送※1を行った車両
普通・牽引	30,000円/一台	15,000円/一台
小型	20,000円/一台	10,000円/一台
軽	10,000円/一台	5,000円/一台

(※1)「長距離貨物運送」とは、一の運行(自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。)の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう。(「自動車運転者の労働時間帯の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号) 第四条第一項第三号による。)

申請方法は裏面に記載しています➡

■ 事業の流れ(申請から交付まで)



■ 申請方法 便利なWEB申請フォームをご活用ください

(令和6年度)宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金専用ホームページをご確認いただき、WEB申請フォームまたは同封書類に必要事項記入等の上、申請窓口へ郵送してください。

宮城県 運送事業者 補助金

検索

専用ホームページ

<https://miyagi-unso-shien.jp>



宮城県運送事業者緊急支援事業 WEB申請フォーム

※WEB申請の場合は一部項目の入力を省略できます
(利用にあたっては、封筒を保管願います。)

<https://37c87908.form.kintoneapp.com/public/miyagi-unso>



■ 問い合わせ先

みやぎおうえんコンソーシアム(宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局)

TEL: 022-748-4926 (平日10:00~17:00まで)